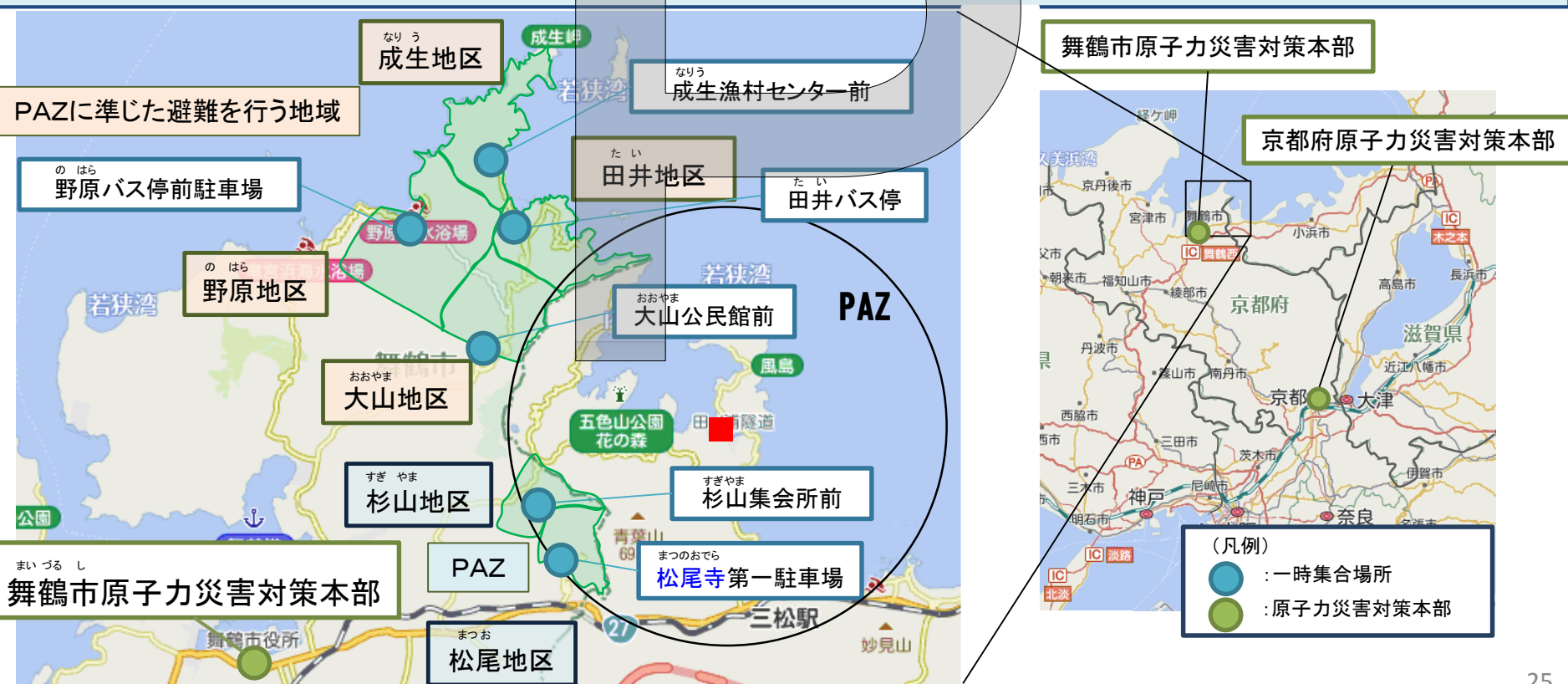


京都府及び舞鶴市における初動対応

- 京都府は、警戒事態が発生した段階で京都府庁に府災害警戒本部、府中丹広域振興局に府災害警戒支部を設置。府災害警戒本部に32名、府災害警戒支部に43名が参集。また、情報収集等のため、高浜オフサイトセンターに連絡員を派遣。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員し、施設敷地緊急事態で京都府庁に原子力災害対策本部を設置。
- 舞鶴市は、警戒事態になった段階で舞鶴市役所に市災害警戒本部を設置し、市の全職員を参集。また、高浜オフサイトセンターに現地災害対策本部を設置する。施設敷地緊急事態で市役所に市**原子力**災害対策本部を設置
- 警戒事態が発生した段階で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、京都府及び舞鶴市は避難用車両等の手配を開始するとともに、PAZ(松尾地区・杉山地区)及びPAZに準じた避難を行う地域(大山・田井・成生・野原地区)の住民が避難のため集合する一時集合場所を6ヶ所開設し、**各々**の集合場所に避難誘導職員2名を派遣。また、避難車両乗車要員としてバス1台につき職員1名を派遣。
- 警戒事態になった場合、消防団によるPAZ及びPAZに準じた避難を行う地域内の施設敷地緊急事態要避難者への避難準備広報を行う。



舞鶴市における住民への情報伝達

- PAZ内避難の対象となる6地区内の一時集合場所を拠点に、地区単位のコミュニティを活用した情報伝達を実施。
- 一時集合場所に派遣された市職員、消防職員・団員は、防災行政無線の双方向通信機能や衛星携帯電話等により、舞鶴市原子力災害対策本部と情報を共有。舞鶴市原子力災害対策本部は、入手した情報を防災行政無線（屋外拡声子局、戸別受信機）、緊急速報メールサービス及び広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 消防職員・団員は、住民の避難の状況等を確認し、一時集合場所に派遣された舞鶴市の職員と避難者の状況や避難誘導體制等の情報を共有。
- 在宅の避難行動要支援者への情報伝達は舞鶴市原子力災害対策本部から実施。必要に応じ、自治会長、民生児童委員、消防団等、地域の協力を得て情報伝達を行う。



- 防災行政無線や広報車、市ホームページ、緊急速報メールサービス等を活用し、住民へ情報を伝達
- 在宅の避難行動要支援者への情報伝達は、市原子力災害対策本部が自治会長、民生児童委員、消防団等、地域の協力を得て実施



- 各地区に派遣された舞鶴市職員、消防職員・団員は、携帯電話や防災行政無線の双方向通信機能等を活用して、市原子力災害対策本部と情報を共有

